

番号：150143

国名：イラン

担当部署：地球環境部環境管理グループ環境管理第二チーム

案件名：テヘラン市大気汚染管理 情報収集・確認調査（大気観測・分析機材）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：大気観測・分析機材
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年4月下旬から2015年7月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.50M/M、合計 1.00M/M
- (3) 業務日数：準備期間 5日 現地業務期間 15日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	大気汚染観測・分析機材管理に係る各種調査
対象国/類似地域	イラン/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

イランは世界的に最も深刻な大気汚染問題を抱える国の一つである。首都テヘランでは北東部に急峻な山脈を擁する地形や都市域の急速な拡張が原因となり、大気汚染とそれによる呼吸器疾患などの健康被害が深刻化し、事業所や学校の閉鎖、交通制限など、市民生活に影響を与えている。汚染原因の約80～85%は軽車両や二輪車などの移動発生源、残りが発電所や工場など固定発生源とされるほか、周辺域や隣国からの砂塵の飛来が一因となっているとも言われる。

イラン政府は1990年代以降、JICA開発調査「大テヘラン圏大気汚染総合対策計画調査」「大テヘラン圏大気汚染管理強化及び改善調査」の支援を通じて固定発生源及び移動発生源のインベントリを整備するとともに、乗用車の設備改善・検査強化、燃料の改良、大気質モニタリングステーションの増設、地下鉄やバスなど公共交通整備、排気ガスのモニタリング強化などの各種対策により、CO濃度を基準値以下まで削減することに成功した。しかし浮遊粒子状物質(PM10及びPM2.5)は依然高濃度で存在しており、PMの発生源特定と発生源に応じた対策の検討が必要となっている。また発生源インベントリについても、乗用車台数や工場の増加など近年の状況の変化に伴い、更新の必要が生じている。

このような状況の下でイラン政府から我が国及びJICAに対し、大気汚染のアセスメント、モニタリング、及び対策の立案・評価を担うテヘラン市庁(MOT)交通運輸局下の大気管理公社(AQCC)をカウンターパート機関とする技術協力の要請がなされた。

本調査は、イラン政府からの協力要請に関連する基礎情報を収集し分析するとともに協力の前提条件を確認することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、担当分野に係る以下の調査を行う。また、本業務従事者は、別途派遣予定である大気汚染管理団員による取りまとめへ協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2015年5月上旬～5月中旬)

- ① 実施済・実施中の関連協力案件および協力要請の背景・内容を把握する(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。
- ② 他ドナー等が実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ③ 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
- ④ 担当分野において不足している各種情報や関係者への質問事項の抽出に協力する。
- ⑤ イラン側関係機関(テヘラン市庁大気・交通関係部局、AQCC、環境庁、気象観測機関等)、研究機関・大学、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ⑥ 基礎情報収集確認調査団の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2015年5月中旬～6月上旬)

- ① JICAイラン事務所等との打合せに参加する。
- ② 事前にJICAイラン事務所を通じて関係者に配布した質問票を回収・整理した上で、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握し分析する。主な項目は以下のとおり。
 - ア) テヘラン市の大気環境測定局及びラボ設備や分析機材の保有・利用・維持管理状況(PM2.5, PM10, PAH, アスベスト等を含む)
 - イ) 大気環境モニタリング、及び分析・研究の実施体制(研究機関・大学等、業務所掌・人員配置を含む)
 - ウ) テヘラン市の排ガス測定機材の保有・利用・維持管理状況
 - エ) これまでに実施してきた我が国の大気汚染対策に対する協力及びテヘラン市に対する協力の成果の活用状況と教訓
 - オ) JICA及び他ドナー等が実施する関連プロジェクトの実施状況
 - カ) 新規協力要請の位置づけ及び担当分野に関する先方関係機関の意向詳細
 - キ) 担当分野において想定される協力・支援内容(案)
- ③ 担当分野に係る現地調査結果をJICAイラン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年6月下旬)

① 他団員が行った調査結果も踏まえつつ、担当分野に係る基礎情報収集・確認調査報告書(案)を作成し、他団員執筆分も含めた全体の取りまとめに協力する。

② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

① 基礎情報収集・確認調査報告書(案) (和文) (英文)

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上してください。)

航空経路は、成田⇒ドバイ(又はドーハ)⇒テヘラン⇒ドバイ(又はドーハ)⇒成田を標準とします。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2015年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年5月中旬～6月上旬を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 大気汚染対策 (コンサルタント)

エ) 大気観測・分析機材 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構イラン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

あり

オ) 現地日程のアレンジ

機構がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・「大テヘラン圏大気汚染総合対策計画調査」最終報告書
- ・「大テヘラン圏大気汚染管理強化及び改善調査」事前調査報告書
- ・「大テヘラン圏大気汚染管理強化及び改善調査」最終報告書要約
- ・”The Study on Strengthening and Improving Air Quality Management in Greater Tehran Area”
Final Report

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② イラン国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAイラン事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③ イランは公用旅券での渡航となるため、契約締結後、早急に公用旅券発給手続きを行う必要があります（参考：
http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_official_passport.pdf）。